

- (3) 教育環境
日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。
- (4) 当該国の判断
当該国又は、州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。
- (5) 外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無
原則として取得していること。
- (6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。
- (7) 日本語能力
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N1 の認定を受けていること。
- (8) 准看護師資格取得後、岐阜県内の医療機関等で就労予定であること。

4 提出書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課へ提出すること。申請書類の受理は申請者本人と対面で行うことから事前予約が必要である。

※郵送または代理による申請は受理しない。

- (1) 岐阜県准看護師試験受験資格認定申請書（様式 1）
- (2) 岐阜県准看護師試験受験資格認定申請理由書（様式 2）
- (3) 履歴書
学歴については、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についてもできるだけ詳細に記載すること。
- (4) 在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 7 6 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）、又は、日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本または戸籍謄本
※申請前 6 ヶ月以内に発行されたものに限る。
- (5) 医師の診断書（様式 3）
※日本の医師資格を有する者により、申請前 1 ヶ月以内に発行されたものに限る。
- (6) 写真（様式 4）
※ 6 × 4 c m のもの 1 枚。申請前 6 ヶ月以内に脱帽正面で撮影したものに限る。
- (7) 外国で取得した看護師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (11) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（教育課程、シラバス等）
当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載すること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。
- (12) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表 4 における教育内容と卒業した外国の看護師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（様式 5）
ただし、学校側又は本人より同様の書式で作成されたものでも可。

なお、教育内容は基礎科目、専門基礎科目、専門科目の別がわかるように記載すること。
また、講義と臨地実習を区別すること。

※対照表記入方法を参照すること。

(13) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（様式6）

※卒業当時の状況を記載し、「 年 月 日時点」の日付もその当時のものであること。

(14) 外国で外国看護師免許を取得した者にあつては、その根拠法令の関係条文の抜粋

(15) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット（当該学校養成所が当該国、州政府等により正式に認可等されたものであることを示す証明）

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

(17) 准看護師資格取得後は、岐阜県内の医療機関等で就労予定である証明書（様式は任意）

5 事前の書類確認

(1) 提出書類の準備ができたなら、4月1日から8月31日の間に必ず事前の書類確認を受けること。

(2) 事前の書類確認を受けた後に、申請書類の公証手続きを行ってください。公証を受けるには通常3週間程度かかるため、申請期日に間に合うよう、手続きすること。

6 認定審査結果の通知

審査結果については、認定書若しくは、認定不可通知書を10月中旬に交付する。なお、認定不可の場合は、認定不可の理由を説明のうえ、手渡しにて交付する。

[提出書類作成上の注意]

1. 住民票については「本籍（外国籍の者の場合は国籍等）」が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないものを提出すること。

3. (1)、(2)、(5)、(6)、(12)及び(13)は、所定の様式によること。

4. (12)は日本語で記載すること。

5. (13)は、卒業当時の状況を記載すること。

6. 添付書類のうち、外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

7. (7)～(11)及び(13)～(15)については事前の書類確認を受けたのちに、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（日本に所在する当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

8. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）

9. 申請書類等の問い合わせに関しては、学歴や履歴内容等、申請者本人とやりとりすることが望ましい内容が含まれるため、申請者本人が行うこと。

[申請時の注意]

1. 4月1日～9月30日の6ヶ月の間に申請を受け付ける。

3. 認定申請（書類提出）日時の予約、認定申請は必ず申請者本人が行うこと。郵送及び代理による申請は受理しない。

4. 事前の書類確認前に自身でチェックリストを用い、書類が揃っていることを確認すること。

5. 申請書類以外に写真付きの身分証明書、印鑑、筆記用具を持参すること。